

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和3年11月30日（火）9：00～9：50

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他2名

廃炉環境国際共同研究センター 2名

大熊分析・研究センター 1名

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、資料に基づき、機構における1F燃料デブリ分析について説明があった。

これに対し、規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・原子力科学研究所と大洗研究所の両方とも固体物性と化学分析に強みがあるとしているが、それぞれの役割の違いは何か。また、測定値の精度については、何を真の値として誤差を確認するのか。
- ・将来的には、既存の施設における分析の経験を踏まえて、大熊地区に設置予定の研究第2棟（以下「第2棟」という。）の運用に反映し、2025年の第2棟の運用開始以降、既存の分析施設では第2棟の補完研究に特化していくとのことだが、既存の分析施設は引き続き燃料デブリを受け入れるのか。その場合、既許可の数量を超える1F燃料デブリを取り扱うのであれば、使用許可の変更が必要になるのではないか。

これに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・大まかには、原子力科学研究所は巨視的な分析、大洗研究所は微視的な分析を得意としており、これに基づく役割分担を行うこととなる。測定値の精度については、あらかじめ準備した標準試料を使用し、原子力科学研究所及び大洗研究所における計測精度を評価し、1F燃料デブリの分析評価に活用する。
- ・第2棟の運用開始後も、既存の分析施設は、補完研究以外にもある程度の分析ができるようにするため、その時点で使用の変更許可申請が必要になると認識している。

また、規制庁から、前回の面談時に、「原子力科学研究所使用変更許可申請の再処理特別研究棟において、汚染のない廃棄物を放射性廃棄物として処理する運用としている理由」について確認し、機構から、以下の回答があった。

- ・原子力科学研究所ではNR（放射性廃棄物でない廃棄物）について保安規定で定めていないことから、機構において検討会を立ち上げて議論しているが、今のところ結論の見通しは立っていない。

## 6. 配付資料

資料 JAEAにおける1Fデブリ分析について

以上